

『社会論集』投稿要領

1. 『社会論集』は関東学院大学人文学会社会学部会の会誌であって、1年に1号を発行する。

2. 投稿の資格

『社会論集』に投稿する資格を有する者は、次のとおりである。

- (1) 関東学院大学人文学会社会学部会 正会員
- (2) 関東学院大学人文学会社会学部会 名誉会員
- (3) 関東学院大学人文学会社会学部会 学生会員
(社会学部生及び大学院文学研究科社会学専攻生)
- (4) 関東学院大学人文学会社会学部会 準会員

- ① 関東学院大学大学院文学研究科社会学専攻修士
- ② 関東学院大学社会学部所属非常勤講師および客員教員

なお、正会員及び名誉会員がそれ以外の者と共同執筆する場合、その論文等の責任者かつ執筆筆頭者は正会員または名誉会員でなければならない。

3. 原稿の種類

掲載される原稿の種類は、次のとおりとする。

- (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 書評 (4) 修士論文概要
- (5) 博士論文概要 (6) 優秀卒業論文要旨 (7) 社会学部卒業論文題目一覧

4. 投稿原稿の字数

- (1) 論文及び研究ノートの字数は、原則として2万字までとする。

(図表、注、引用・参考文献リスト等を含む)

- (2) 修士論文概要の字数は、5000字までとする。
- (3) 博士論文概要の字数は、5000字までとする。

5. 原稿の投稿手続

- (1) 原稿は完全原稿とし、未発表のものに限る。
- (2) 原稿には英文タイトルを付さなければならない。
- (3) 原稿の募集については、各年の12月に、大学院文学研究科オリジナルサイト及び社会学部オリジナルサイトにて告知を行う。
- (4) 原稿の投稿にあたっては、各年の2月末日までに、A4版の用紙を使って40字×40行で作成した原稿を、投稿用紙(別紙)とともに人文学会社会学部会長に提出すること。
- (5) 学生会員の投稿にあたっては、事前に論文指導教員による投稿許可を得ることとする。
- (6) 全ての投稿者は、「関東学院大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」および「関東学院大学研究倫理規準」を事前に確認しなければならない。

「関東学院大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」

(<https://kguramo.kanto-gakuin.ac.jp/wp-content/uploads/2023/03/fuseiboushikitei.pdf>)

「関東学院大学研究倫理規準」

(<https://kguramo.kanto-gakuin.ac.jp/wp-content/uploads/2023/03/kenkyurinrikijyun.pdf>)

6. 原稿の執筆要領

- (1) 引用・参考文献の本文、注等における挙示は、著者名（発行年：ページ数）、または（著者名、発行年：ページ数）とする。
- (2) 引用・参考文献リストは、著者名、発行年、題名、出版社の順に記述すること。欧文の書名はイタリック体にするか、または下線を引くこと。
- (3) 注は、本文中の該当箇所の右後に上付き文字で順に 1) と番号をうち、注自体は本文の後にまとめて記載する。
- (4) 図表は別紙に書き、順に番号をうち、本文原稿の欄外に挿入箇所を指示すること。
- (5) 著作権者の了解を得ることなく、他者の図版を転用してはならない。

7. 掲載の可否

- (1) 原稿の掲載の可否は社会学部会長および社会学部会運営委員の決定による。
- (2) 部会長および運営委員は、投稿された原稿の内容・表現等に修正を依頼することができる。

8. 校正の方法

- (1) 著者校正は2回をもって校了とする。
- (2) 校正は字句の修正にとどめ、大幅な書き直しは認めない。

9. 機関リポジトリへの掲載

『社会論集』の原稿は、すべて機関リポジトリに掲載される。

10. 抜刷の贈呈

論文及び研究ノートの執筆者（共同執筆の場合は筆頭者）には、原則として抜刷を30部ずつ贈呈する。

11. 依頼原稿

- (1) 部会長および運営委員は、必要に応じて人文学会正会員及び名誉会員以外の者に論文や書評等の原稿の執筆を依頼することができる。
- (2) 依頼原稿については、本投稿要領を準用する。

12. 本要領の改廃

この要領の改廃は、関東学院大学人文学会社会学部会の議を経て行う。

附則

1. 本投稿要領は、2025年11月12日に改正し、2025年12月1日から施行する。